

資 料

令和6年度 第2回 郡山市廃棄物減量等推進審議会

2024(令和6)年11月11日

郡山市環境部5R推進課・資源循環課

目 次

3 議事 答申書(案)について

(1)令和元年度の諮問について	1ページ
(2)今回の答申の取り扱いについて	1ページ
(3)答申書(案)の内容	2ページ
(4)今後のスケジュール及び施行時期について	2ページ

4 報告事項

(1)リユーススポットの運営状況について	3ページ
(2)一般廃棄物処理基本計画のパブリックコメント結果について	3ページ
(3)適正なごみの搬入確認について	4ページ
(4)事業系ごみの適正な受け入れについて	5ページ

3 答申書(案)について

(1) 令和元年度の諮問について

① 令和元年度の諮問内容と、中間答申の状況

		諮問・答申の内容
令和元(2019)年5月31日	諮問 (別紙1参照)	・ごみ減量化推進のための生活系ごみ処理費用の適正負担について
令和2(2020)年11月30日	中間答申 (別紙2参照)	・粗大ごみの処理費用の有料化を早期に導入 ・引き続き、本市にとってふさわしい生活系ごみ全体の処理手数料の適正負担の在り方について、2年程度をかけて最終的な答申とするべく審議を重ねる

② 中間答申後の状況

粗大ごみの有料化実施に向け、市の内部での検討を進めていたが、新型コロナウイルス感染症まん延や物価高騰により経済状況が停滞したため、現段階では市民へ追加負担を求める施策は実施できないという結論に達した。

(令和4(2022)年9月定例会答弁)

「ごみ処理費用の適正な負担について(福田文子議員)」

「ごみ処理の有料化について(名木敬一議員)」

⇒負担の公平性などを理解いただくことが、今大事な時期(市長)

⇒ごみ処理費用の適正化を含め、ごみ減量等に有効な施策を多角的に検討する(環境部長)

(2) 今回の答申の取り扱いについて

2019(令和元)年5月31日付け諮問への(最終)答申とする。

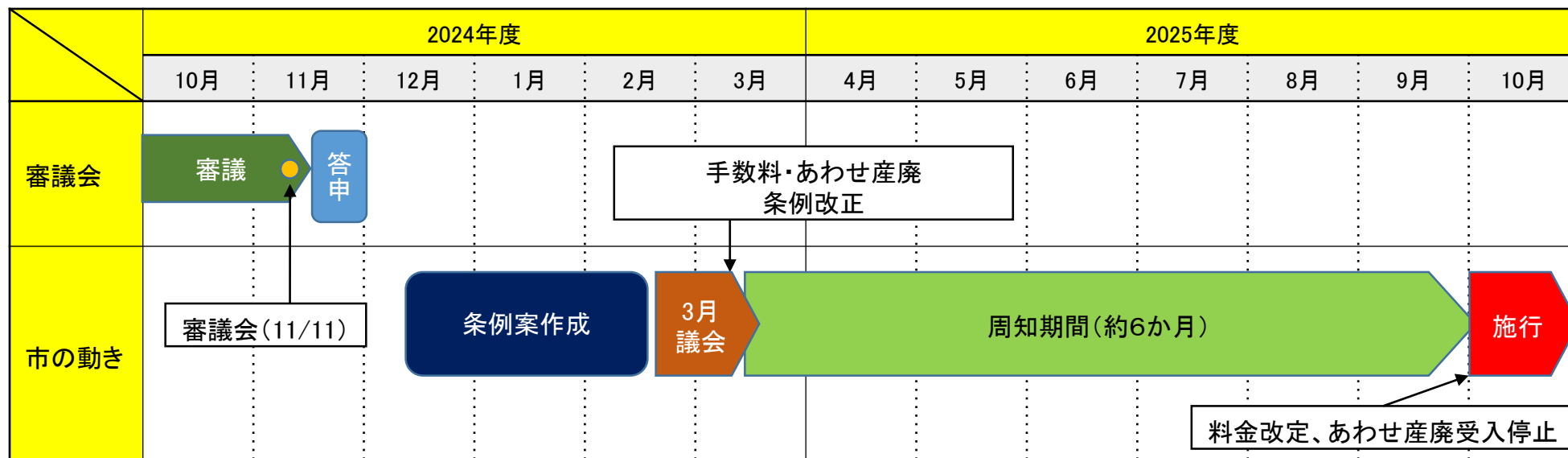
- ・中間答申の内容を踏まえ、「生活系ごみの処理費用の適正負担」については引き続き検討をしていく必要があることを記載
- ・「廃棄物処理手数料改定」「あわせ産廃の受入」についての審議結果を記載

3 答申書(案)について

(3) 答申書(案)の内容について

	答申内容	その他
生活系ごみの処理費用の適正負担	引き続き検討していく	—
クリーンセンター搬入時の廃棄物処理手数料 (料金改定)	生活系・事業系ともに150円/10kg(税抜)に改定する (現在は、生活系50円/10kg、事業系100円/10kg)	生活系の大量搬入の場合、事前 申請により無料搬入可
あわせ産廃のクリーンセンターでの受入	受入を停止する	—

(4) 今後のスケジュール及び施行時期について



4 報告事項

(1) リユーススポットの運営状況について

(1) 実施期間：10月3日～12月13日

○常設リユーススポット 平日(祝日を含む)に河内クリーンセンターに設置

○臨時リユーススポット 土曜日に市内公共施設6か所で開催

※実施の詳細は別添チラシをご覧ください

(2) 10月31日までの実績

○来場者数

	常設リユーススポット	臨時リユーススポット
開催日数	21日	3日
来場者総数	794人	484人
1日平均来場者数	37.81人/日	161.33人/日



常設リユーススポット(河内クリーンセンター)

○実績

	品目別								スポット別	
	家具	陶器・食器	日用雑貨	書籍	CD/DVD	スポーツ用品	バッグ	衣類	常設	臨時
引渡量	1,292.5kg	812.4kg	707.3kg	217.5kg	107.9kg	93.9kg	126.9kg	466.8kg	3,201.8kg	623.4kg
平均	53.9kg/日	33.9kg/日	29.5kg/日	9.1kg/日	4.5kg/日	3.9kg/日	5.3kg/日	19.5kg/日	152.5kg/日	207.8kg/日

(2) 一般廃棄物処理基本計画のパブリックコメント結果について

10月1日から31日まで、1か月間のパブリックコメントを実施しましたが、意見はありませんでした。
パブリックコメントの結果を公表し、11月中に新計画を施行する予定です。

4 報告事項

(3)適正なごみの搬入確認について

▼ 実施概要 搬入資格の有無を身分証明書（免許証等）
マニフェスト（あわせ産廃）により確認。

▼ 実施結果 5/21～10月末までの間、両クリーンセンターにおいて、
160回で27,238台を確認し、**263件の違反が判明。**

・ 近隣自治体からの持込（須賀川市、本宮市、三春町等）	135件
・ 産業廃棄物搬入（廃プラ等）	90件
・ 身分証明不可（提示拒否、不携帯等）	38件



搬入確認状況（計量棟）

▼ 対応策及び実施状況等

① 市外からのごみ持込防止及び産廃持込防止のため、継続的に搬入者に身分証明書等の提示を求める。

→ 抜打ち確認から継続的に搬入確認を実施

② 無料申請書（廃棄物搬入確認券）の不正利用への対策。

→ 本庁・行政センターのチェック体制見直し（令和6年8月5日実施）

③ 搬入車に啓発及び注意を促すための施設進入路入口への看板設置。

→ 令和6年9月補正予算議決済み（令和7年1月頃に看板設置予定）

④ マイナンバーカードを用いた本人確認及びごみ搬入車両監視システムの組合せによる資格確認。

→ 検討中

4 報告事項

(4)適正な事業系ごみの受入れについて

- ▼ 適正な事業系ごみの受入れを確認するために展開検査を実施。
展開検査とは、事業系のごみ収集車（いわゆるパッカー車）で運ばれた『ごみ』を全てブルーシートへ広げ、手作業で不適物（産業廃棄物等）が入っていないかを確認する検査である。
受け入れができない『ごみ』の排出元が判明した場合、返却する場合もある。
- ▼ 展開検査の実施日 令和6年8月9日（金）
検査台数 一般廃棄物収集運搬許可業者 3台
- ▼ 実施内訳 1台目：鉄道会社事務所、高等学校
2台目：保険会社、介護施設、事務用機器販売店等
3台目：自動車部品工場
- ▼ 実施結果 検査した3台から、一部違反ごみであるプラスチック（廃プラ）関連ごみを確認。
違反ごみは、持込んだ収集運搬許可業者が持ち帰り、排出事業者へ返却。
- ▼ 違反ごみを排出した事業者への指導
資源循環課及び5R推進課職員が特定できた排出事業者（3社）を訪問し、
社内の分別状況等を確認し、適切な排出に関して指導を実施
- ▼ 今後の対応策等
令和6年度当初予算において、展開検査の効率化を図るために装置を購入。納入は令和8年1月の予定であるが、今後は展開検査の実施回数を増やし、適正なごみの受入れを推進していく。



令和8年1月の納入予定の
展開検査装置

展開検査実施状況写真①～④



① 事業系のごみ収集車



② ブルーシートへごみを広げる



③ ごみの中身を確認する



④ 違反ごみ（プラスチック類）

3 1 郡 3 R 第 523 号
令和元年 5 月 3 1 日

郡山市廃棄物減量等推進審議会
会 長 中 野 和 典 様

郡山市長 品 川 萬 里

ごみ減量化推進のための生活系ごみ処理費用の適正負担について（諮問）

このことについて、郡山市廃棄物の適正処理、再利用及び環境美化に関する条例第 17 条の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

（諮問理由）

本市においては、昨年、これまでの「郡山市ごみ処理基本計画」を改定し、資源が循環するまちづくりを基本理念とする「郡山市一般廃棄物処理基本計画」を新たに策定し、各施策を推進しております。

しかしながら、東日本大震災以降のごみ処理状況を鑑みますと、1 人 1 日あたりのごみ排出量は減少傾向にあるものの、中核市の平均を大きく上まわっているだけでなく、燃やしてよいごみの中にはリサイクル可能な紙やプラスチック類が相当混入しているなど、市民のさらなるモラルの向上も求められているところです。

また、現在、本市唯一の最終処分場であります、河内埋立処分場第 3 期埋立地の残容量につきましては、2023 年度（令和 5 年度）に埋立完了予定であり、第 4 期埋立地の拡張工事も進めておりますが、最終処分場の延命化は必要不可欠な状況であります。

ごみの減量化、資源の有効利用を図るため、3 R を推進することは、ごみ焼却量減少による C O 2 等の温室効果ガス排出量の削減に繋がるだけでなく、ごみ処理施設の長寿命化、延命化が図られます。

これらは、2015 年の国連総会にて全会一致で採択された「持続可能な開発目標」、即ち「S D G s」のゴール 12[つくる責任つかう責任]、ゴール 13[気候変動に具体的な対策を]の目標達成を目指すための取組みともなります。

このようなことから、郡山市一般廃棄物処理基本計画を踏まえ、循環型社会の形成を推進するためのごみの排出抑制策として、全国的にも実施が進んでいる、生活系ごみ処理費用の適正負担について諮問します。

中 間 答 申 書

令和 2 年 1 1 月 3 0 日

郡山市廃棄物減量等推進審議会

目 次

	ページ
【1 はじめに】	P 2
【2 審議事項に係る意見について】	P 4
【3 粗大ごみ有料化の仕組みについて】	P 6
(1) 費用負担割合	
(2) 手数料の設定方法	
(3) 手数料の納付方法	
(4) 手数料額	
(5) クリーンセンターへの自己搬入無料化の廃止	
【4 粗大ごみ有料化導入にあたっての留意事項について】	P 8
(1) 不法投棄及び違反ごみ対策	
(2) 市民への周知	
(3) 粗大ごみ再使用推進事業等の推進、拡大	
(4) 手数料収入の使途	
(5) 高齢者や障がい者等への配慮	
(6) 「令和元年東日本台風」の影響、コロナ禍における配慮について	
【5 今後の審議について】	P10
郡山市廃棄物減量等推進審議会委員	P11

【1 はじめに】

郡山市廃棄物減量等推進審議会は、平成 29(2017)年 7 月に「郡山市一般廃棄物処理基本計画」策定に係る諮問を受け、平成 30(2018)年 1 月の答申において、様々な環境の変化に向けた取り組みが求められているなかで、市民、事業者、行政の役割分担を明確化することにより、経済優先型社会から循環型社会への構築が重要であるという基本的な考え方のもと、循環型社会実現に向けての取り組みとして「3 R を優先施策として推進すること」及び「生活系ごみの適正負担の推進について検討すること」との結論に達したところであります。

その後、令和元(2019)年 5 月には、「ごみ減量化推進のための生活系ごみ処理費用の適正負担について」諮問を受け、これまで慎重に審議を重ねてきたところであります。

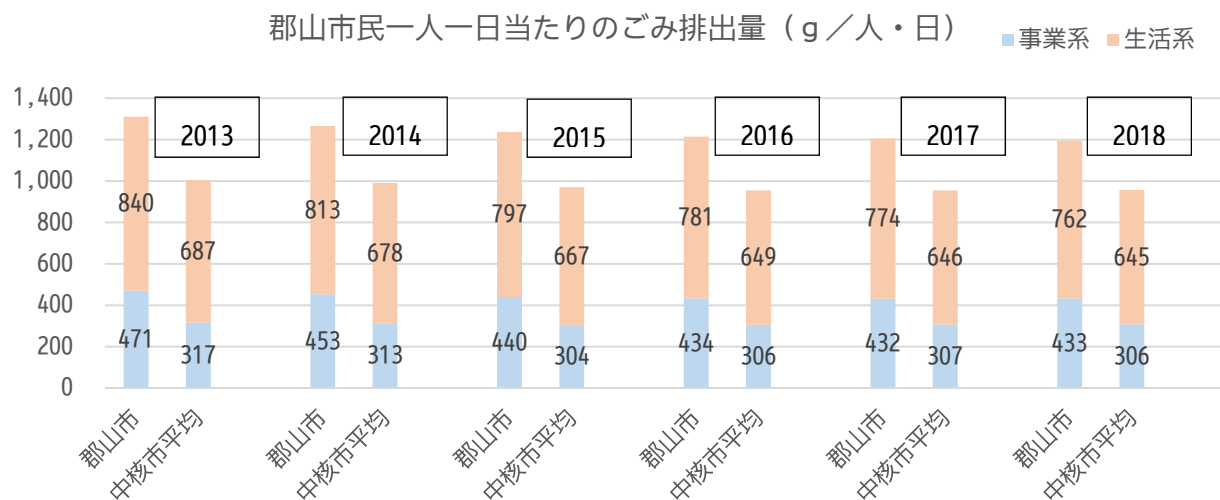
郡山市においては、東日本大震災による災害ごみの排出も落ち着き、また 3 R の推進により生活系ごみ全体の排出量は若干の減少傾向にあり、震災前のレベルに戻りつつあるが、依然として一人一日当たりのごみ排出量は他自治体との比較において平均値を大きく上回り、平成 30(2018)年度実績では全国 60 中核市のうち排出量が最多であったほか、ごみ処理費用についても年間費用が多額な状況（※データ1）であります。

また、生活系ごみのうち「粗大ごみ」の排出量については依然として増加傾向であること、さらには、まちづくりネットモニターによる「ごみの減量及びごみ処理費用の適正化について」のアンケート調査の結果、「本市のごみ排出量が多いと感じている」という回答が多数を占め、「ごみ処理費用也多額である」（※データ2）という回答が過半数を占めている状況であり、本市のごみ処理状況については適正な状態ではないと認識されています。

これらのほか、中核市や県内の市における有料化の実施状況、有料化実施後の効果や課題についての検証、ごみ処理費用の有料化導入の必要性、さらに、本市において有料化を導入する場合の仕組みや配慮事項等について幅広く慎重に審議しました。

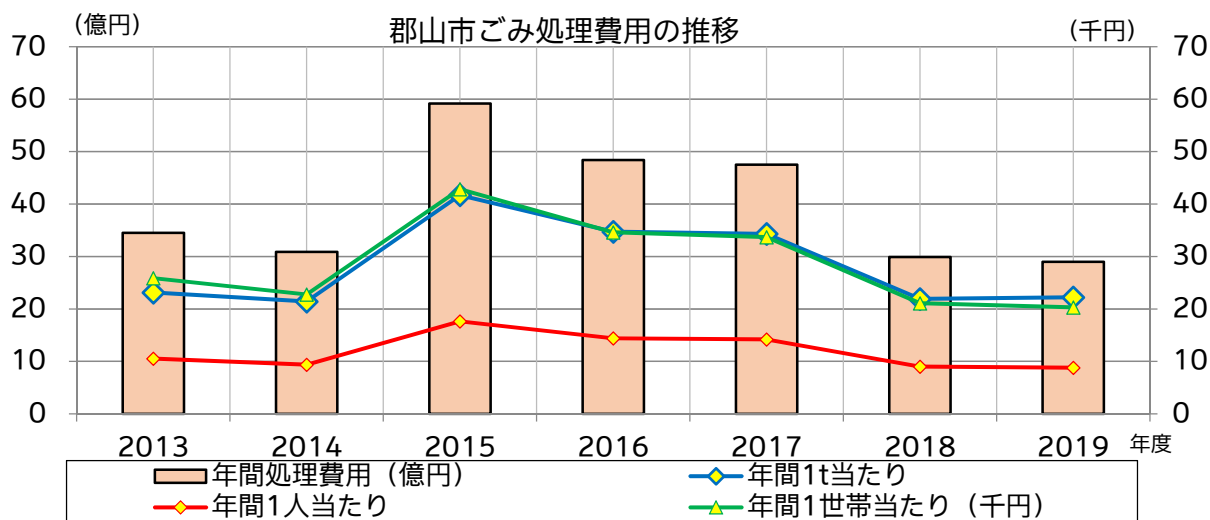
データ1

郡山市民一人一日当たりのごみ排出量（g／人・日）



	2013	2014	2015	2016	2017	2018
郡山市	1,310	1,266	1,237	1,215	1,205	1,195
中核市平均	1,004	992	971	955	952	951

※出典「環境省H30一般廃棄物処理実態調査結果」
 ※生活系ごみ排出量には、集団資源回収量が含まれます。



年 度	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	平均
年間処理費用（億円）	34.5	30.9	59.2	48.8	47.5	29.9	29.0	40.0
年間1トンあたり（千円）	23.1	21.4	41.7	34.7	34.3	21.9	22.2	28.5
年間1人あたり（千円）	10.5	9.4	17.6	14.4	14.2	9.0	8.8	12.0
年間1世帯あたり（千円）	25.9	22.8	42.8	34.6	33.7	21.1	20.3	28.7

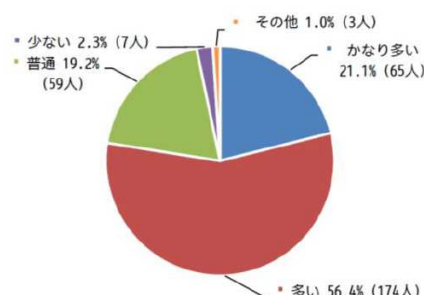
※人件費を含み、災害ごみ・あわせ産廃のごみ量及び処理費用を除く。
 ※あわせ産廃とは、一般廃棄物とあわせて処理することができる産業廃棄物であり、郡山市においては、紙くず・木くず・繊維くず・植物に係る固形状の不要物を指す。

データ2

『ごみの減量及びごみ処理費用の適正化について』アンケート結果の抜粋(平成 30 年 10 月実施)

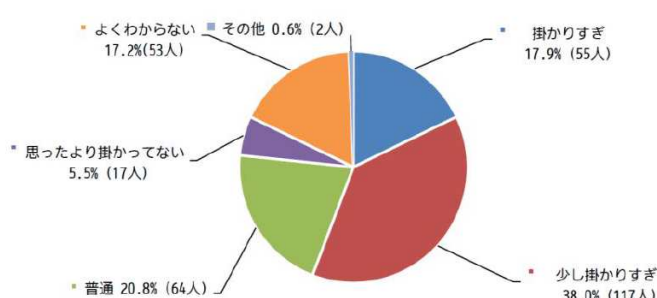
○郡山市の平成29年度の年間ごみ排出量は
約148,000 t で、1人1年間当たり442kg
ですがどう思いますか？ (1つ選択)

参考 (1人1日当たりの排出量
郡山市 約1,212 g 中核市平均 980 g)



○郡山市の平成29年度のごみ収集や
焼却及び埋立処理の費用は約47億円
であり、1人1年間当たり約14,200円
の費用が掛かっておりますがどう
思いますか？ (1つ選択)

参考 (1人1日当たり約39円)



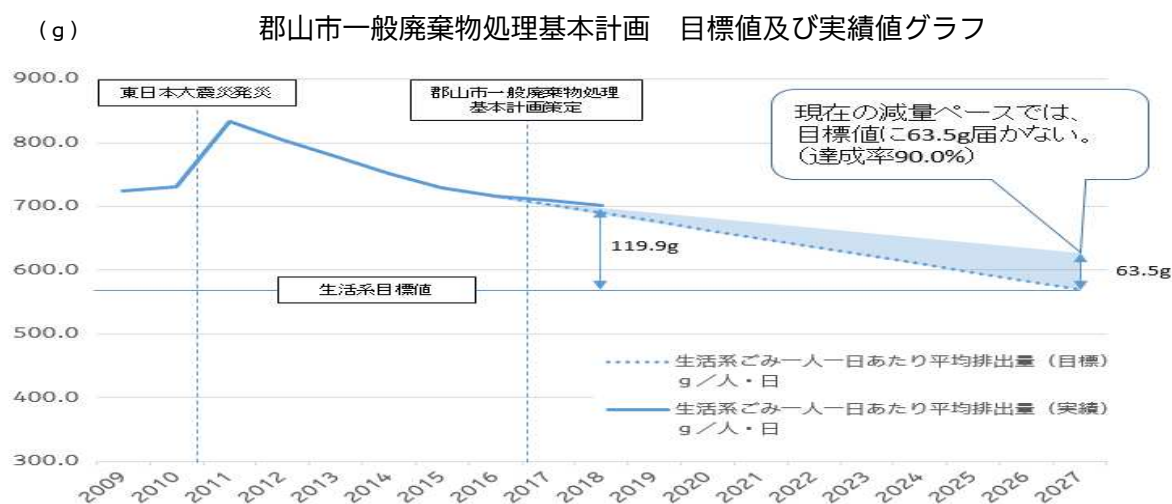
【2 審議事項に係る意見について】

生活系ごみの排出量は僅かに減少傾向にあるが、平成 30(2018)年 4 月策定の「郡山市一般廃棄物処理基本計画」における、ごみ排出量の目標値(※データ3)を達成することは勿論、中核市の中においても模範的な循環型社会を構築するためには、更なるリデュース、リユース、リサイクルの推進のほか、ごみ処理費用負担の公平性の確保及び市民の意識改革などを主な目的として、生活系ごみ処理費用の適正負担の導入は必要であると考えられますが、ごみ処理費用全体の有料化の導入は、家計に新たな負担を恒常的に生じさせることから、市民生活に与える影響が大きく、理解が得られにくいと考えられます。

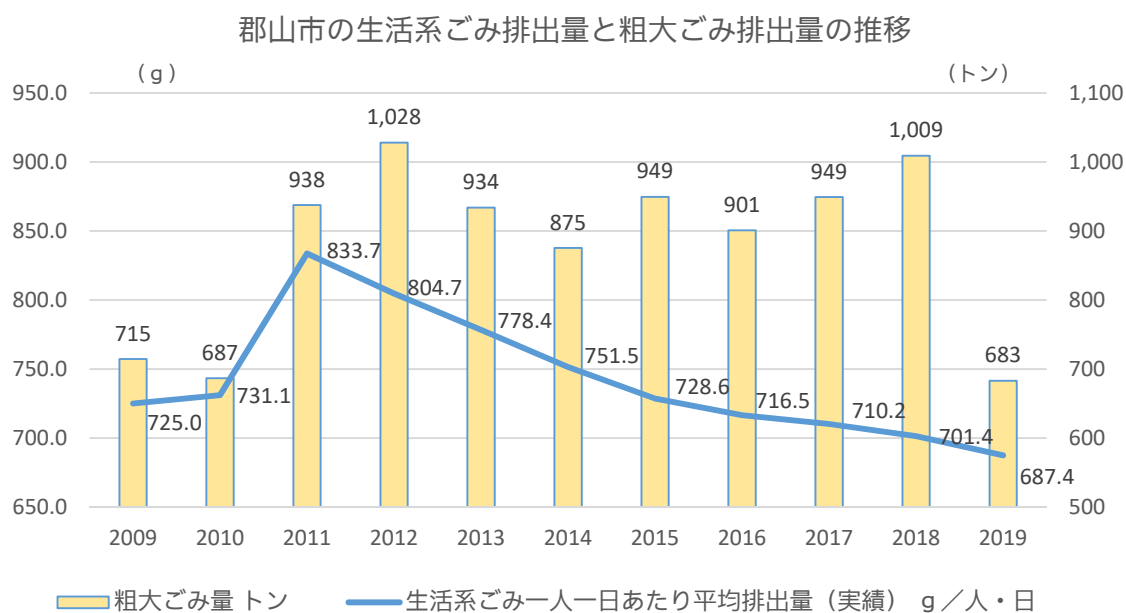
しかしながら、生活系ごみのうち粗大ごみについては排出量が増加傾向(※データ4)にあること、市全体のごみ排出量に占める割合が僅少(※データ5)、かつ排出者が一部の市民に限られているという理由により、市民生活への影響が少なく、理解も得られやすいと考えられることから、粗大ごみの処理費用の有料化を早期に導入し、市民(消費者)の意識改革を促すことが、ごみの減量には有効な手段であると考えられます。また、市民一人ひとりの意識が変わることによって、ごみの減量化が進むこととなれば、ごみ処理に要する経費が削減でき、ごみ処理施設の長寿命化が図られるだけでなく、他の環境政策等の様々な市民サービスに財源を充てることも考えられます。さらにこれらの取組みは、平成 27(2015)年の国連総会にて全会一致で採択された「持続可能な開発目標(SDGs)」の一つである、ゴール 12 [つくる責任つかう責任]、ゴール 13 [気候変動に具体的な対策を] の目標達成を目指すことにも繋がるものと考えられます。

このようなことから本審議会においては、まずは、粗大ごみの有料化導入による効果や影響を検証し、課題の整理を行い、そして、今後においても生活系ごみ全体の処理費用の適正負担について、継続して丁寧に審議を積み重ね、市民の理解と協力を得て、本市の地域性などにも配慮した最適な制度、いわゆる「郡山スタイル」の構築を目指すことが適当であることから、今回は中間答申とするとの意見で一致しました。

データ3



データ4



※2019年度の粗大ごみについては、令和元年東日本台風の影響で約5カ月間、受入を停止した。

データ5

郡山市のごみの内訳とごみ量全体に占める粗大ごみの割合

(トン)

	2014	2015	2016	2017	2018	2019	平均
燃やしてよいごみ	159,741	144,358	137,920	134,750	135,958	142,924	142,609
燃えないごみ	4,312	4,411	4,162	4,049	4,048	6,440	4,570
資源物	9,825	9,203	8,625	8,337	8,029	7,200	8,537
粗大ごみ	875	949	901	949	1,009	683	894
合計	174,753	158,922	151,608	148,086	149,043	157,247	156,610
ごみ全体に占める粗大ごみの割合	0.50%	0.60%	0.59%	0.64%	0.68%	0.43%	0.57%

【3 粗大ごみ有料化の仕組みについて】

平成 30(2018)年度現在において、粗大ごみの処理費用の有料化を導入している中核市は 54 市のうち 44 市（全体の 8 割強）、また、県内の市においては 13 市のうち 7 市（全体の 5 割強）という状況であり、多くの自治体が有料化を導入しています。

これらの先行自治体における、手数料の設定に係る根拠や有料化の具体的な実施方法について、項目別（※データ6、比較表）に十分に比較検討するとともに、環境省作成の「一般廃棄物処理有料化の手引き（平成 25(2013)年 4 月）」を参照し、周辺自治体とのバランスや面積が広大なうえ山間地を有することで、不法投棄の増加が心配される本市の地域性などにも配慮し、総合的に勘案したところ、次のような方法で実施することが妥当であると考えます。

データ6 粗大ごみ収集及び処理費用に対する利用者の費用負担割合について

①粗大ごみ処理費用（平成 25 年度から平成 30 年度までの 1 年あたりの平均値）

収集運搬費用 (支出額)	+	処理費用 (按分により算出)	=	収集運搬処理費用 (A)
26,404千円	+	21,861千円	=	48,265千円

②粗大ごみ年間処理件数

年間処理件数 (B)	1件あたり点数 (C)	粗大ごみ量 (D)	1件あたり重量 (D) / (B) = (E)	1点あたり重量 (E) / (C)
17,749件	2.64点	936,290kg	52.74kg/件	19.98kg/件

③粗大ごみ負担割合の試算

負担割合	100%	75%	50%	25%
品物 1 点あたり (A) / ((B) × (C))	1,030円/点	773円/点	515円/点	258円/点
申込 1 件当たり (A) / (B)	2,719円/件	2,039円/件	1,360円/件	680円/件
重量 10kg あたり (A) × 10 / (D)	516円/kg	387円/kg	258円/kg	129円/kg

比較表

手数料の設定方法について

項目	品目別制	定額制	重量制
手数料の 分かりや すさ	△ 品目により料金が異なるた め、利用者は金額を把握しづ らい。また、品目によっては 寸法の確認が必要。	○ 個数に比例するので、利用者、 市とも手数料が分かりやすい。	× 利用者が重量を量る必要があ るため負担が大きい。また、重 量物は測定が不可能。
公平性	○ 品物の大きさ、重量に応じて 料金が設定されるため、不公 平感が最も少ない。	× 軽量物、重量物ともに同じ金額 となるため、品目により不公平 感が大きい。	△ 品物の重量に応じて金額が設 定されるため、比較的に不公平 感が少ない。

(1) 費用負担割合

粗大ごみの処理費用に対する排出者の費用負担割合については、実際の収集運搬から処理に係る費用と件数の割合からみると、全額相当(1点あたり 1,049 円)では負担が大きく、逆に割合が小さ過ぎると、効果が薄いものとなることが懸念されることから、排出者の費用負担割合は「50%」とすべきと考えます。

(2) 手数料の設定方法

手数料の設定方法について(※比較表)は、「品目別制」、「定額制」及び「重量制」に大別され、それぞれ一長一短ありますが、粗大ごみの大小に関係なく1点あたりの手数料を定める「定額制」や、逆に1点1点全て計量して手数料を計算する「重量制」よりも、粗大ごみ毎の大きさ・重量に応じて料金を設定する「品目別制」が、排出者における理解及び公平性の総合評価が高いことから、手数料の設定方法は「品目別制」とすべきと考えます。

(3) 手数料の納付方法

手数料の納付方法については、「処理券販売方式」、「納付書送付方式」及び「現金納付方式」に大別されますが、販売店が多い場合には排出者の利便性が高く、また、納付漏れや現金紛失等の心配が無いという利点があることから、「処理券販売方式」とすべきと考えます。

なお、販売店としてコンビニエンスストアなどの小売店を指定することが考えられます。

(4) 手数料額

周辺自治体や中核市における処理手数料と比較し、均衡の取れた金額とすべきであると考えます。

(5) クリーンセンターへの自己搬入無料化の廃止

現在の粗大ごみの処理方法は、本市に自宅への回収を依頼するか、クリーンセンターへ自己搬入することとしておりますが、ごみ処理手数料は無料とされています。

今後、本市に回収依頼する場合について、処理費用の有料化が導入されることとなれば、クリーンセンターへ自己搬入した場合についても、費用負担の公平性の確保のため、無料化を廃止すべきと考えます。

【4 粗大ごみ有料化導入にあたっての留意事項について】

(1) 不法投棄及び違反ごみ対策

ごみ処理費用の有料化導入時において、他市の例にもあるとおり、一時的に不法投棄量が増加する可能性が高まることから、本市においても同様の状況が発生することが推測されます。

また、粗大ごみを集積所に排出する、いわゆる違反ごみの増加も懸念されることから、関係団体や町内会等と連携し、周知啓発活動やパトロール等による監視及び予防体制の強化が必要であると考えます。

(2) 市民への周知

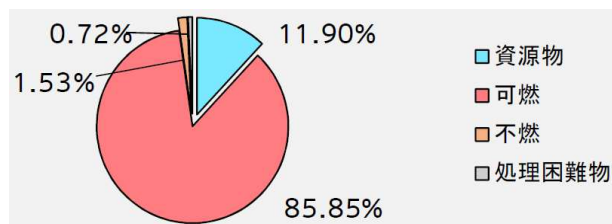
有料化の導入にあたっては、市民の理解と協力が不可欠であるため、広報誌やウェブサイトなど様々な広報媒体を活用し、本市におけるごみの現状と今後の課題など、有料化の必要性をしっかりと説明すべきと考えます。

そして、有料化の導入により、生活系ごみ全体の減量化に向けた市民の意識改革を促し、現状(※データ)から更なるごみの分別を図っていくことが循環型社会の推進に寄与することを、市民全体に周知が行き渡るよう、繰り返し丁寧に説明すべきと考えます。

データ 7

生活系ごみの組成調査結果（令和元(2019)年7月実施）

資源物	83.0 kg
可燃	598.9 kg
不燃	10.7 kg
処理困難物	5.0 kg
合計	697.6 kg



（３）粗大ごみ再使用推進事業等の推進、拡大

現在、町内会・子ども会などの団体による集団資源回収、行政による資源物回収や粗大ごみ再使用推進事業（リユース家具の無償譲渡）といった活動が実施されています。

これらの活動は、ごみ排出量の縮減（リデュース）に寄与するだけでなく、再使用（リユース）・再生利用（リサイクル）にも貢献するものであることから、それらを継続させるだけでなく、より一層の事業推進・拡充がなされるよう自ら励むとともに民間活動の支援にも努めるべきと考えます。

（４）手数料収入の使途

手数料収入を充てる事業は、有料化が粗大ごみの収集運搬、処理に係る費用の一部について市民に負担を求めるものであることから、清掃関連事業、ごみの減量化や資源化、リサイクルの推進などに特定して扱うべきと考えます。

（５）高齢者や障がい者等への配慮

粗大ごみは大半が重く、大きいため、戸外へ排出することが困難である市民も多いと考えられます。地域社会の相互扶助だけでは対応が困難である場合も想定されることから、福祉部門と連携し、粗大ごみ収集に関する対策を検討すべきと考えます。

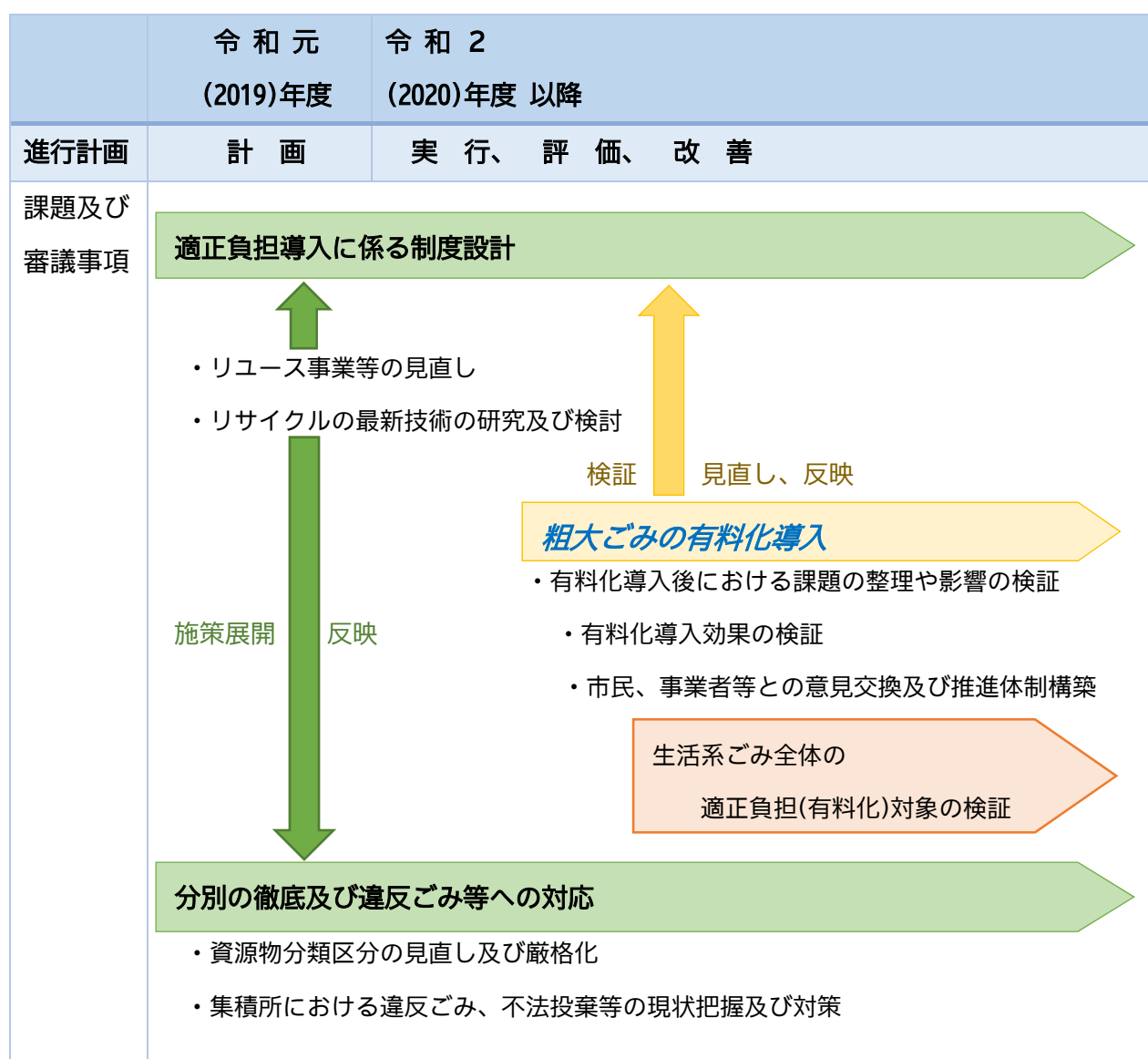
（６）「令和元年東日本台風」の影響、コロナ禍における配慮について

市内各所で甚大な被害をもたらした「令和元年東日本台風」により被災された方々の生活再建、さらには、現下の新型コロナウイルス禍の厳しい社会経済状況や、これを背景として、国県市を問わず行政が一丸となって経済再生のための各種対策を講じていることなども考慮に入れ、導入時期については慎重に見極め、また、導入手法についても「新しい生活様式」を十分に考慮すべきと考えます。

【5 今後の審議について】

粗大ごみの処理費用の有料化導入は、本市における生活系ごみ排出量の削減に向けた市民の意識改革を図るための第一歩であり、それがもたらす効果や影響についての検証、課題の整理及び分析を行い、引き続き、本市にとってふさわしい生活系ごみ全体の処理手数料の適正負担の在り方について、有料化を導入すべきか否か、さらに継続して審議すべきかなど、2年程度をかけて最終的な答申とするべく丁寧に審議を積み重ねていくこととします。

今後の予定



郡山市廃棄物減量等推進審議会

会 長	中 堀	野 川	和 紀	典 房
副会長	堀 江	川 口	紀 典	房 志
委 員	影 川	山 島	敏	宏 忠
委 員	川 小	林 藤	清 修	美 一
委 員	佐 佐	藤 藤	文	吉 茂
委 員	鈴 鈴	木 木	光 玲	二 子
委 員	武 沼	井 田	大 孝	輔 子
委 員	沼 橋	本 川	真 理	子 郎
委 員	平 平	城 原	大 賢	二 郎
委 員	藤 宗	像	健	一 雄

答 申 書
(案)

令和 年 月 日

郡山市廃棄物減量等推進審議会

令和 年 月 日

郡山市長 品 川 萬 里 様

郡山市廃棄物減量等推進審議会
会 長 中 野 和 典

ごみ減量化推進のための生活系ごみ処理費用の適正負担等について（答申）

令和元年5月31日付け31郡3R第523号で諮問がありましたこのことについて、
別紙のとおり答申します。

別紙

はじめに

郡山市廃棄物減量等推進審議会は、2019（令和元）年5月に「ごみ減量化推進のための生活系ごみ処理費用の適正負担について」の諮問を受け、これまで慎重に審議を重ねてきた。2020（令和2）年11月には「ごみ処理費用全体の有料化の導入は、（中略）、市民生活に与える影響が大きく、理解が得られにくい」こと、「粗大ごみの有料化導入による効果や影響を検証し、課題の整理を行い、そして、今後においても生活系ごみ全体の処理費用の適正負担について、継続して丁寧に審議を積み重ね、市民の理解と協力を得て、本市の地域性などにも配慮した最適な制度の構築を目指す」ことを中間答申としてとりまとめた。

諮問を受けた2019（令和元）年以降、令和元年東日本台風による水害、2度にわたる福島県沖地震、新型コロナウイルス感染症の蔓延など、市民の生活様式を変化させる出来事が立て続けに発生し、これらに起因する災害関連ごみや巣ごもり需要によるものと思われるごみにより、東日本大震災以降ようやく減少しはじめたごみ排出量は一時増加に転じた。2020（令和2）年度には、郡山市の1人1日当たりごみ排出量が中核市ワーストとなり、この不名誉な状況は、2022（令和4）年度まで3年連続となっている。ごみ減量化推進のための施策は、もはや喫緊の課題であると言わざるを得ない。

ごみの適正処理は、市民生活及び地域経済活動に欠くことのできないライフラインとして大切な役割を担っており、2025年問題はもとより、2030、2040、2050年の各問題を見据えながら、バックキャストによる課題解決と施策の実施が求められている。また、「誰一人取り残されない」SDGsの基本理念のもと、サーキュラーエコノミー（資源循環経済）社会の実現、ごみ減量に伴うCO2排出削減、GXの推進など、well-being社会の実現に寄与する取り組みも求められている中、ごみ減量化の推進は、ごみ処理に要する経費の削減やごみ処理施設の長寿命化につながることから、少子高齢化による人口減で地方財政が今後ますます厳しくなると予想される中、他の市民サービスに財源を振り向けることができる重要な事項である。こうした状況を踏まえ、本審議会では、諮問事項について、本市を取り巻く情勢や将来的な課題を踏まえながら検討と審議を重ね、審議会委員の総意として次のような結論に達したものである。

1 生活系ごみの処理費用の適正負担について

2019（令和2）年11月30日の中間答申においては、「粗大ごみの有料化導入による効果や影響を検証し、課題の整理を行い、そして、今後においても生活系ごみ全体

の処理費用の適正負担について、継続して丁寧に審議を積み重ね、市民の理解と協力を得て、本市の地域性などにも配慮した最適な制度の構築を目指す」としたところである。

一方、現在、郡山市のごみ排出量が高止まりしている要因としては、水害や2度にわたる地震による災害関連ごみや、新型コロナウイルス感染症の蔓延による巣ごもり需要等の理由が考えられる。

こうした状況の中、郡山市においては、生ごみ減量に向けた施策やリユーススポットの運営などの事業を実施し、ごみの減量に積極的に取り組んでいることは理解するところではあるが、粗大ごみに限らず、生活系ごみ全体の費用負担のあり方については、ごみの減量に向けた各種施策の効果を検証しつつ、今後も引き続き検討していくことが必要であると考ええる。

2 廃棄物処理手数料について

郡山市廃棄物の適正処理、再利用及び環境美化に関する条例（以下「条例」という。）第43条による廃棄物処理手数料（以下「手数料」という。）については、第45条で「廃棄物の排出及び搬入並びに処理の実態又は処分に要する費用等を勘案し、適切に見直さなければならない」とされている。2024(令和6)年3月26日開催の当審議会において提出された「資料1」によれば、現在の手数料は1995(平成7)年10月に改定され約30年が経過している一方、処理費用から算出する手数料の試算では、最低のものが10kg当たり150円となることから、現在の手数料は安価であると言わざるを得ない。また、「ごみ減量政策(山谷周作著)」によれば、手数料を30%から50%値上げすると、平均で11.6%のごみ減量効果が見込まれるというデータもある。これらのことから、手数料については見直すべきである。

見直し後の手数料については、「資料1」で試算した、10kg当たり150円、200円、250円となるが、2024(令和6)年7月19日開催の当審議会において提出された「資料2」の、中核市及び周辺自治体にアンケート調査を実施した結果も踏まえると、郡山市における適正な手数料は、10kg当たり150円(税抜)が妥当と考える。

なお、現在、生活系ごみが10kg当たり50円(税抜)、事業系ごみが10kg当たり100円(税抜)と、手数料に差がついているが、生活系ごみの事前手続きによる無料化措置を継続することにより、市民生活への影響は最小限に抑えることが可能であるため、生活系、事業系ともに同一手数料とすることが適当であると考ええる。

更に、手数料の見直し時期については、排出者や一般廃棄物収集運搬許可業者に對し十分な周知期間を設けた上で、早期に実施することが望ましい。

また、見直し後の手数料のあり方についても、条例第 45 条の規定では、適切に見直すことが求められていることから、ごみの排出量及びごみ処理の状況並びに施設の整備状況等を総合的に鑑み、定期的に検証をすることが必要である。

資料 1 (令和 5 年度第 3 回審議会 (2024(令和 6)年 3 月 26 日開催) 資料より)

1 現在の手数料

50 円/10 kg (家庭廃棄物、税抜)、100 円/10 kg (事業系一般廃棄物、税抜)

2 処理費用から算出する手数料の試算

(1) 処理費用

		数値	算定の方法
ごみ排出量 [A]		134, 442. 00 t	
収入	ごみ処理手数料 [B]	766, 794, 024 円	2019 年度から 2022 年度までの平均
	ごみ処理費用 [C]	2, 877, 527, 004 円	
支出	減価償却相当額 [D]	684, 713, 129 円	両クリーンセンター、リサイクルプラザ、河内埋立処分場の施設建設費を、それぞれの償却期間で除して合算した年平均額 (修繕費、長寿命化工事費含まず)

(2) 処理費用から算出される手数料の試算

ごみ処理費用 [C] ÷ ごみ排出量 [A]	=21,403 円/t (税込) =19,458 円/t (税抜) <u>≒200 円/10kg (税抜)</u>
(ごみ処理費用 [C] - ごみ処理手数料 [B]) ÷ ごみ排出量 [A]	=15,700 円/t (税込) =14,273 円/t (税抜) <u>≒150 円/10 kg (税抜)</u>
(ごみ処理費用 [C] + 減価償却相当額 [D]) ÷ ごみ排出量 [A]	=26,496 円/t (税込) =24,088 円/t (税抜) <u>≒250 円/10 kg (税抜)</u>
(ごみ処理費用 [C] + 減価償却相当額 [D] - ごみ処理手数料 [B]) ÷ ごみ排出量 [A]	=20,793 円/t (税込) =18,903 円/t (税抜) <u>≒200 円/10 kg (税抜)</u>

3 見直し後の手数料

案 1 150 円/10 kg

案 2 200 円/10 kg

案 3 250 円/10 kg

資料2 (令和6年度第1回審議会(2024(令和6)年7月19日開催)資料より)

中核市及び県内周辺自治体アンケート調査結果(処理料金)

(回答中核市 47市/61市、回答県内団体等 14団体等/15団体等)

1 回答の状況

10 kg当たり料金 (税込)	中核市		県内	
	生活系	事業系	生活系	事業系
250 円～	1	1	0	0
～250 円	0	3	0	0
～200 円	7	9	0	1
～150 円	8	13	1	1
～100 円	10	15	2	8
～50 円	3	1	2	1
無料	9	1	6	0
品目により料金差あり	9	4	3	3

※中核市は市の数、県内は市及び一部事務組合の数

2 回答のあった料金の平均(税込料金)

	生活系	事業系
中核市	123.3 円/10 kg(29 市)	131.2 円/10 kg(42 市)
県内	81.0 円/10 kg(5団体等)	101.8 円/10 kg(11 団体等)

※生活系は、「無料」「品目により料金差あり」と回答した自治体を除く

3 あわせ産廃の受入について

郡山市のクリーンセンターにおいては、1972(昭和47)年から一部産業廃棄物の受入れを行っているが、一般廃棄物処理施設であるクリーンセンターにおいて産業廃棄物を受け入れることについての是非も検討した。

今日までの取り扱いの根拠となる条例第42条が規定された背景には、当時、民間産業廃棄物処理施設の不足により産業廃棄物の処分が滞ることを避けるという意図があったが、現在、市内外に民間の産業廃棄物処理施設が多く存在しているほか、2024(令和6)年7月19日開催の当審議会において提出された「資料3」のとおり、市とこれら民間施設の処分料金の格差は最大で10倍以上となっている。また、クリーンセンターで受け入れた産業廃棄物は、焼却された後、焼却灰は市の埋立処分場で処分されているが、産業廃棄物の処理を行わないことにより、クリーンセンター

の劣化軽減や埋立処分場の延命化が図られ、ごみ処理費用の削減につながり将来的な手数料額の上昇を抑える効果があることから、条例第42条に基づく産業廃棄物の受入れを見直す必要がある。

見直しの方法として、クリーンセンターでの受入停止と、手数料額を民間施設並みに引き上げることの2案で審議した結果、現在は民間処理施設の能力が充分であると考えられること、また、民間リサイクル施設の活用を促進することでごみ減量化が図れること、さらに、2024(令和6)年7月19日開催の当審議会において提出された「資料4」のとおり、あわせ産廃を受け入れていない中核市及び県内周辺自治体も多数であることから、クリーンセンターでのあわせ産廃の受入は停止することが妥当であるとする。

また、受入停止の実施時期については、手数料の見直し時期と同様、十分な周知期間を設けた上で、早期に実施することが望ましい。

なお、実施に当たっては、不法投棄防止対策について充分検討されたい。

資料3 (令和6年度第1回審議会(2024(令和6)年7月19日開催)資料より)
市と民間施設の処分料金

(10 kg当たりの税込料金)

	処理方法	紙くず	木くず	繊維くず	植物性残さ
郡山市	焼却	110 円	110 円	110 円	110 円
A 社		495 円	495 円	495 円	1,320 円
B 社		330 円	330 円	-	550 円
C 社	破碎 (リサイクル)	-	220 円	-	-
D 社		550 円	330 円	440 円	-
E 社		440 円	385 円	-	-

※郡山市の料金は事業系一般廃棄物の処分料金

資料4 (令和6年度第1回審議会(2024(令和6)年7月19日開催)資料より)
中核市及び県内周辺自治体アンケート調査結果(産業廃棄物の受入状況)
(回答中核市 47 市/61 市、回答県内団体等 14 団体等/15 団体等)

	中核市	県内
受入している	17 市 (36%)	5 団体 (36%)
受入していない	30 市 (64%)	9 団体 (64%)

※中核市は市の数、県内は市及び一部事務組合の数

おわりに

2023（令和5）年のG7広島サミットコミュニケにおいては、気候変動、生物多様性の損失及び汚染という3つの世界的危機に対し、ネット・ゼロ（脱炭素）で、循環型で、ネイチャーポジティブな経済システムへ転換すること、また、課題の相互依存性を認識してシナジーを活用することが盛り込まれている。

（1）国の動向

我が国においては、世界が直面している3つの危機に対し、相互に関連するこれらの問題の相乗効果（シナジー）を拡大し、トレードオフを最小化する取り組みを積極的に推進することにより、早急に文明・経済社会システムの変革を図り、環境収容力を守り環境の質を上げることによって、経済社会が成長・発展できる循環共生型社会を実現していくことが重要とする第六次環境基本計画を2024（令和6）年5月に閣議決定した。

さらに、2024（令和6）年8月に閣議決定された第5次循環型社会形成推進基本計画では、循環経済を国家戦略に位置付け、地方自治体にもサーキュラーエコノミーに向けた取り組みを求めるなど、環境負荷の削減を進めることとしている。

（2）郡山市の現状と取り組み

郡山市においては、2022（令和4）年3月に策定した「郡山市第四次環境基本計画」で「資源が循環する持続可能なまちづくり」を計画の柱の1つとしたほか、2024（令和6）年4月の行政組織改編では、新たに「5R推進課」「資源循環課」を設置し、ごみ減量や資源循環に向け取り組みを積極的に推進することとしている。

また、2024（令和6）年11月には郡山市一般廃棄物処理計画を改訂し、「中核市1人1日当たりごみ排出量ワースト1位返上に向けたロードマップ」によるごみ減量政策や資源循環の取り組み強化を明記したほか、2050年カーボンニュートラル実現に向けて、ごみ処理施設では国内初となる「固体吸収法によるCO₂分離回収技術」の実証試験を行うなど、課題克服に向けた政策展開が着実に行われていると理解しており、これらの取り組みがごみ減量や資源循環を促進するものと考えている。

（3）課題の克服

持続可能な開発目標（SDGs）の目標12「つくる責任、つかう責任」では、資源の無駄使いをなくし、持続可能な消費と生産に取り組むため、「食料廃棄の半減」や「廃棄物の発生防止、削減、再利用による廃棄物の大幅削減」といった

ターゲットを定めており、2019（令和元）年7月1日に県内で初めて選出された「SDGs 未来都市」である郡山市においてもごみ減量は喫急の課題である。

このような中において、30年近く改定されていない廃棄物搬入手数料を改定することにより、市民や事業者に積極的なリサイクル意識を喚起するとともに、適正なごみの搬入受付及び、あわせ産廃を受入停止にすることにより、事業者が民間リサイクル施設を利用するよう誘導することにより、更なるごみ減量を加速させることができるものとする。

（４）今後について

本答申においては、廃棄物処理手数料とあわせ産廃の受入について考えを示したが、最後に資源の少ない日本において、サーキュラーエコノミー（資源循環経済）の構築が重要であると考え、以下提言する。

- ① ごみとして受け入れたものを焼却し、焼却灰として埋立処分場に埋めるだけでなく、焼却前の資源化（堆肥化等）及び焼却後の焼却灰の活用についても積極的に検討すべきと考える。
- ② 現在進めている次期河内クリーンセンター整備事業においては、サーキュラーエコノミー社会の実現に向け、CCUS（二酸化炭素の回収と有効活用）はもとより、クリーンセンターが熱源を有している等の強みを活かした付加価値を有した施設整備についても積極的に検討すべきである。

結びに

当審議会は、この答申に基づいて、これまで以上に市民、事業所、行政が互いに連携し、ごみの減量化や資源化に積極的に取り組むことにより、環境負荷の少ない、持続可能な循環型社会の構築実現を期待するものである。

郡山市廃棄物減量等推進審議会委員

(任期：2023（令和5）年8月10日～2025（令和7）年8月9日）

会 長	中野 和典
副会長	堀川 紀房
委 員	大槻 礼子
委 員	小野 広司
委 員	影山 敏宏
委 員	菅野 良子
委 員	菅家 伸一
委 員	小林 清美
委 員	小林 裕子
委 員	佐藤 正樹
委 員	鈴木 光二
委 員	関根 英樹
委 員	中山 可那子
委 員	沼田 大輔
委 員	伴 多恵子
委 員	平田 千春
委 員	藤原 賢一
委 員	源川 博久
委 員	柳田 栄喜
委 員	吉田 眞希子

検討の経過

	月日	検討事項等
1	令和元年 5 月 31 日	ごみ減量化推進のための生活系ごみ処理費用の適正負担について（諮問） 生活系ごみ処理費用の適正負担の推進について
2	令和元年 7 月 12 日	粗大ごみの処理費用の適正負担について
3	令和元年 8 月 20 日	粗大ごみの処理費用の適正負担について 中間答申案について
4	令和 2 年 10 月 29 日から 11 月 12 日まで	（書面開催） 中間答申（案）について
5	令和 2 年 11 月 30 日	中間答申（粗大ごみ有料化について）
6	令和 3 年 9 月 8 日から 9 月 24 日まで	（書面開催） 会長・副会長の選出について 郡山市災害廃棄物処理計画（案）について
7	令和 3 年 12 月 27 日から 令和 4 年 1 月 31 日まで	（書面開催） 本市のごみの減量等への取り組みやリサイクル向上等について
8	令和 5 年 9 月 12 日	これまでの審議経過について ごみを取り巻く現状について ごみ減量の施策について
9	令和 5 年 10 月 26 日	廃棄物搬入料金について 郡山市一般廃棄物処理基本計画の改訂について
10	令和 6 年 3 月 26 日	郡山市一般廃棄物処理基本計画の改訂について 廃棄物搬入料金について
11	令和 6 年 7 月 19 日	一般廃棄物搬入料金について あわせ産廃の取り扱いについて
12	令和 6 年 11 月 11 日	答申書（案）について